

議第16号

平成29年度京都市自動車運送事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成29年度京都市自動車運送事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 運転計画

| | |
|------------|------------------|
| 運 転 車 両 数 | 両 720 |
| 年間走行キロメートル | km 31,572,500 |
| 年間総輸送人員 | 人 132,130,000 |
| 1日平均輸送人員 | 人 362,000 |

(2) 主要な建設改良工事計画

乗合自動車購入 42両

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益 22,200,000千円

第1項 営 業 収 益 21,966,681千円

第2項 営 業 外 収 益 233,319千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用 21,511,000千円

第1項 営 業 費 用 20,840,306千円

第2項 営 業 外 費 用 620,694千円

第3項 予 備 費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,497,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 631,000千円
 第1項 企業債 498,000千円
 第2項 補助金 132,130千円
 第3項 その他資本収入 870千円

支 出

第1款 資本的支出 5,128,000千円
 第1項 建設改良費 2,380,857千円
 第2項 企業債償還金 1,387,143千円
 第3項 出資金 1,190,000千円
 第4項 納付金 120,000千円
 第5項 予備費 50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------|--------|---------------|
| 自動車運送事業建設改良費 | 平成30年度 | 千円 138,000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のと

おりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | |
|--------------|---------------|---|---------------------------------------|------------|--|
| 自動車運送事業建設改良費 | 千円 498,000 | 発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差額を埋めるために必要な金額をこれに加算した額 | 証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。 | % 8.0以内 | 起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。 |

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの補助金）

第9条 バス車両の購入費等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、66,911千円である。

（利益剰余金の処分）

第10条 繰越利益剰余金のうち2,381,017千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 建設改良積立金 | 1,071,017千円 |
| (2) 交通事業経営基盤安定化積立金 | 1,190,000千円 |
| (3) 一般会計納付金 | 120,000千円 |

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成29年2月22日提出

京都市長 門川 大作